

契約保証金 取扱いフロー

1. 契約保証金の金銭の納付に代えることができる担保

- ① 有価証券（無記名の国債又は地方債等）
- ② 銀行その他市長が确实と認める金融機関の保証
- ③ 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（東日本建設業保証株式会社）

2. 契約保証金の納付を免除することができる場合

- ④ 市を被保険者とする履行保証保険契約
- ⑤ 過去2年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する場合

